第25回石岡市農業委員会総会会議録

１　開催年月日　令和８年７月10日（金）

２　開催場所　石岡市八郷総合支所　１階　会議室

３　出席委員

１番　水谷　政利	２番　小野　もと子	３番　石﨑　吉男
４番　廣瀬　栄	５番　山﨑　美榮子	６番　飯村　伸一
７番　三輪　正	８番　高橋　浩	９番　萩原　重信
10番　髙野　済	11番　山口　和明	13番　本図　孝
14番　小松　與平		

４　欠席委員

５　事務局　事務局長　荻沼　宏樹　　課長　大和田　誠
係長　山本　茂輝

６　審議議案

議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する許可について
議案第３号　非農地証明願の意見の決定について
議案第４号　農地改良協議について
議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第１号　農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第２号　制限除外の農地の移動届の報告について
報告第３号　農地法第18条第６項の規定による通知の報告について
報告第４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

７　会議の顛末

開　会　　午後２時28分

議長）只今より、第25回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、石岡市農業委員会会議規則第６条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第２項の規定により、会議録署名委員には、11番山口委員、

13 番本図委員の２名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、１班、廣瀬委員、飯村委員、本図委員、中村推進委員、三城推進委員、２班、石﨑委員、高橋委員、萩原委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号１番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者５名で約 89 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稲及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、１番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、許可することに決定いたします。続いて、２番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号２番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 120 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、２番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、許可することに決定いたします。続いて、３番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号４番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者４名で約816アールを経営し、酪農を主とする専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、使用貸借権設定後も引き続き、飼料作物を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、４番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、４番については、許可することに決定いたします。次の、５番ないし８番は、譲受人、権利の設定内容が同一のため、一括審議となります。５番ないし８番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号５番ないし８番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者４名で約816アールを経営し、酪農を主とする専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、賃貸借権設定後も引き続き、飼料作物を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、５番ないし８番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。５番ないし８番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、５番ないし８番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、５番ないし８番については、許可することに決定いたします。続いて、９番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号９番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者１名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、９番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、９番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 17 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、10 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 12 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約 22 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、12 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 13 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約 22 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、13 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 14 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 131 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、14 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、14 番については、許可することに決定いたします。続いて、15 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 15 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 105 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、15 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。15 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、15 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、15 番については、許可することに決定いたします。続いて、16 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 16 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約 233 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、16 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。16 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、16 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、16 番については、許可することに決定いたします。続いて、17 番に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与の制限がありますので、議事進行を山口会長代理と交代いたします。

会長代理）11 番山口です。会長に代わりまして、議事を進行いたします。それでは、17 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。17 番について、意見・質問のある方は挙手を願います

≪ 挙手なし ≫

会長代理）無いようですので、17 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

会長代理）賛成多数と認め、17 番については、許可することに決定いたします。この後の議事進行については、小松会長と交代します。

議長）続いて、18 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 18 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約 420 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、バラを栽培する計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、18 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。18 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、18 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、18 番については、許可することに決定いたします。　続いて、19 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 19 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 10 ヘクタールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稲を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、19 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。19 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、19 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、19 番については、許可することに決定いたします。続いて、20 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 20 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、20 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。20 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、20 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、20 番については、許可することに決定いたします。続いて、21 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。21 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、21 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、21 番については、許可することに決定いたします。続いて、22 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号 22 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 234 アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、ジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、22 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。22 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、22 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、22 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第１号の 22 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、雑種地、鉄道により分断された小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、日照条件が整った本申請地に、太陽光発電施設を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって１番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、２番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号２番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、土地改良事業が実施されていることから、農地区分は第１種農地と判断しました。申請人は、本施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者等の割合がおおむね３割以上とする内容で、石岡市と雇用協定を締結していることから、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であるため、農地法施行令第 11 条第１項第２号イの第１種農地の不許可の例外に該当いたします。申請人は、農業用資材等の販売事業を営む法人ですが、既存店舗の老朽化が進み、店舗、駐車場が狭小であるため、今般、隣接地に新たな店舗を建築するため、申請に及んだものです。雨水については、敷地内に設置される雨水貯留槽へ集め、オーバーフローした分は、敷地北側の水路へ放流します。汚水・雑排水については、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって２番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石﨑委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、３番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号３番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、不動産業を営んでおりますが、本申請地周辺は、観光農園やサイクリングに訪れる利用者が多く、駐車場の需要が見込めるため、貸駐車場として整備し運営するため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって３番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号４番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、土地改良事業が実施された農地ではあるものの、農振農用地から除外されており、申請に係る農地からおおむね 300 メートル以内に八郷総合支所が存しているため、農地区分は第３種農地と判断いたしました。申請人は、医療法人を運営しておりますが、今般、病院の隣接地に、社会参加や社会復帰、復学などを目的とした「精神科デイケア」施設を建設するため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。本計画は、石岡市開発事業の適正化に関する条例の対象となる、開発事業となります。本日現在、市条例の事前協議が終了したことを確認できる書面が提出されておりません。よって４番については、現時点では事業の確実性が認められないため、保留すべきものと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、４番について、保留とすることに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、４番については、保留とすることに決定いたします。次に、５番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号５番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の適地を探していたところ、本申請地は日照条件等が整い十分適地であると判断し、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって５番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、５番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、５番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第２号の５件の申請については、４番を除く、４件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第３号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号１番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、竹林が繁茂し、周囲も竹林化しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、１番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、２番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号２番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地として使用され、25 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、２番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、３番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第３号３番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、資材置場として使用され、21 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、３番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第３号の３件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第４号、農地改良協議についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第４号１番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、全体的に傾斜している地形であり、耕作するには支障があるため、平坦な土地にする土壌改良を行い、じゃがいもを作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また、使用する土の質に関しては、小美玉市内の山林から採取する黒土であるため、問題ないと思われます。よって、１番については農地改良協議に同意しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番については、農地改良協議に同意することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、農地改良協議に同意することに決定いたします。次に、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。議案第５号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第１号から第４号についてですが、内容は議案書 11 ページから 24 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第１号から報告第４号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、報告第１号から報告第４号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 25 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後３時７分　　閉　　会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和８年７月 10 日

議事録署名人

議　長

11 番

13 番